

○厚生労働省告示第 号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第

号）第六条第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第

号）第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者は、看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士とする。